

ファミリー農園の利用案内

ファミリー農園は、区民の皆様に野菜づくりを通して、土に親しむ機会を提供し、区内農業への関心と理解を深め、農地の保全と緑地空間の確保を図ることを目的としております。

野菜などを育てる農作業の体験は、食や農への理解を深めるとともに、心身をリフレッシュさせ、生活にやすらぎと潤いをもたらします。しかし、農園はいずれも住宅地内にあり、近隣の方々のご理解や土地所有者のご協力がなければ、大切な体験の場となる農園を運営していくことはできません。

利用者の皆様には、ファミリー農園を楽しくご利用いただくために、この「ファミリー農園の利用案内」をよく読みいただき、お互いにルールを守って、気持ちよく農園を利用できるようにご協力をお願いします。

隣接区画者等への配慮は都市にある農業の縮図でもあります。近隣やお隣りへの気くばりを心がけていただき、お互いに譲り合いながらのご利用をお願いいたします。

■利用を始めるにあたり

1. 利用できる方

- (1) 利用を承認された方と同一世帯の家族
- (2) 利用を承認された団体の構成員

2. 利用期間

原則、利用承認書に記載された期間中、利用することができます。

但し、区民農園は区が土地所有者と無償での使用貸借契約を結び、運営しております。このため、土地所有者のご事情により土地返還の申し出があった場合、利用期間の途中であっても返還に応じる契約となっており、やむを得ない事情の場合、農園を廃止することがあります。その場合、利用期間中であっても、以後の利用ができなくなる場合がありますので、予めご了承ください。

3. 利用時間

「日の出」から「日の入」まで

※近隣に配慮し、特に早朝利用時の道具資材使用の物音や話し声にはご注意ください。

■共用農機具の使用について

農園内に共用農機具（クワ、レーキ、スコップ、ジョーロ、バケツ）を用意しています。共用農機具は利用者が共用して使うものですので大切に使用し、使用後は土をよく落としてから農機具庫にしまってください。使用時には事故防止のため、安全に配慮して取り扱ってください。

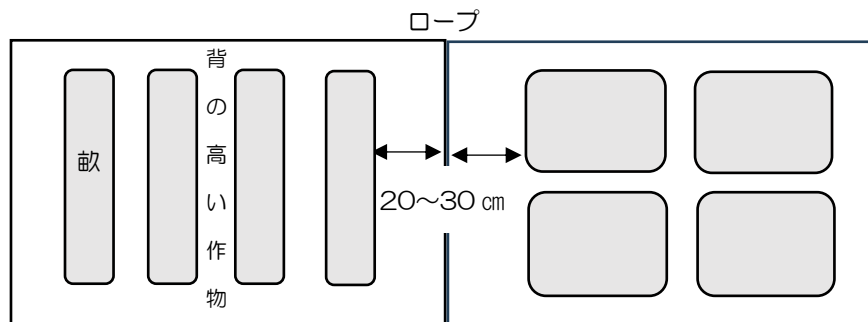
■残渣やゴミについて

残渣・ゴミ置き場は設けておりませんので、残渣やゴミは必ず各自でお持ち帰りください。通路や近隣施設等への投棄は苦情の元となりますので、絶対に行わないでください。

■区画の使い方について

1. 種、苗、肥料、園芸資材の提供はありませんので、利用者ご自身でご用意ください。
2. 樹木等を植えたり、耕作以外の目的に利用しないでください。
例) ブルーベリー、オリーブなどの果樹、青パパイヤ等の大きな作物は禁止です。
※植付を見つけ次第、伐採、伐根、撤去をご依頼いたします。
3. トウモロコシ、ひまわりなど丈の高くなるものは、周囲の区画の日照を妨げないように、区画の中心に植えてください。
※目安として 2m を超える背丈の作物や仕立て方に関しては、周囲の方のご利用を鑑み、伐採、抜根、撤去をご依頼することがございます。あらかじめご了承ください。
4. 葉やつるであっても、隣接区画に侵入しないよう、心がけてください。
5. 有機肥料等を使用する場合は、異臭を生じないように、ご注意ください。
6. 区画内や通路に雑草を繁茂させないように区画内（ロープ内）と区画まわり（ロープから防草シートまでの部分）について除草をしてください。周囲の区画や次の利用への悪影響も考慮し、特に夏場は注意してこまめに除草してください。

（参考）区画レイアウト：通路スペース確保、隣接区画への侵入防止のため、区画から 20～30cm 程度離して作物を植えてください。



■農薬の使用にあたって

ファミリー農園は、周辺が住宅地であることや、他の利用者の皆さまが共同で利用する施設であることから、**農薬の使用について特に注意が必要です。**

農薬を使用する場合は、次の事項を必ず守ってください。

1. 使用する農薬は、**農林水産省の登録を受けたもの**に限り、ラベルに記載された使用方法・使用量・使用時期を必ず守ってください。
2. 病虫害や被害の早期発見は使用量の削減にもつながります。定期的に農薬を散布するのではなく、状況に応じた適時の防除を行ってください。
3. 病虫害に強い品種の選定や、害虫の捕殺等によりできるだけ農薬使用の回数及び量を削減してください。
4. 農薬を散布する前に、他の利用者にお知らせするなどできるだけ了解を得てください。
5. 農薬散布は、風がないこと、周囲に人のいないことを確認し、周囲や隣接区画への飛散防止に努めてください。
6. 農薬の使用日・種類・使用量等を記帳しておいてください。
7. 使用後の農薬や空容器は、各自で責任をもって適切に管理・処分してください。

■利用期間終了後の原状復旧

利用期間が終了したときや利用を辞めるときは、作物や資材を片付けて区画を原状（土だ

けの状態)に戻してください。また、片付けた際に発生した作物や資材は必ずお持ち帰りください。作物や資材を土に埋めることや、土を持ち帰ることは、絶対に行わないでください。

■損害賠償

施設等に破損・汚損が生じた際は、状況に応じて賠償を求める場合があります。速やかな報告をお願いします。

■利用者間のトラブル・作物等の損害について

利用者間のトラブルに対し、世田谷区及び(株)マイファームは一切関与いたしません。また、天災、盗難及び病虫害等による作物や園芸資材の損害に対しても責任を負うことができませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

■違反事項（根拠法令：世田谷区立区民農園条例、世田谷区立区民農園条例施行規則）

下記の違反事項が判明した場合は、原則、利用の承認の取消、または利用の制限をかける場合がございます。

1. 禁止されている作物の栽培や農園内で栽培したものの販売、その他、営利目的の利用。
2. 農園を利用する権利の他人への譲渡、転貸。
3. 土地の形質の変更、工作物の設置。
4. 利用承認を受けた場所以外の場所の利用。
5. 農園内での火気の使用。
6. 区画外への耕作資材置き去り、塀や柵への資材等の立てかけ。
7. 自動車での通園。
8. ホースを使った散水、共用農機具の放置。
9. 農園内での飲酒。
10. その他、近隣住民や他の利用者の迷惑となる行為。
11. 区画の一定期間（4～10月は2週間、10月～3月は1か月程度）の放置。

※草等の繁茂が他の利用者に影響すると判断した場合、事前に通告せず、除草等区画内の管理を行う場合があります。予めご了承ください。

※いただいた連絡先に複数回つないでも応答がなく、放置期間が1か月以上続いた場合、区画管理のため防草シート等を張る場合があります。予めご了承ください。

※途中で耕作できない事情が発生した場合は、(株)マイファームまでご連絡ください。

■使用料の還付・不還付基準

自己都合により利用を辞める場合は、使用料の還付はありませんが、以下の基準に該当する場合は還付いたしますので、ご確認ください。

- (1) 農園が途中で閉園になったとき。
- (2) 世田谷区から転出し、世田谷区民でなくなったとき。
- (3) 専ら耕作に従事していた人が死亡または故障により、適正な管理ができなくなったとき。（除籍の謄本または医師の診断書及び申出書添付）
- (4) 天災等の理由により長期にわたって農園の利用ができないと判断されたとき。

※(2)(3)については、届出が必要です。(株)マイファームへお問合せください。

